

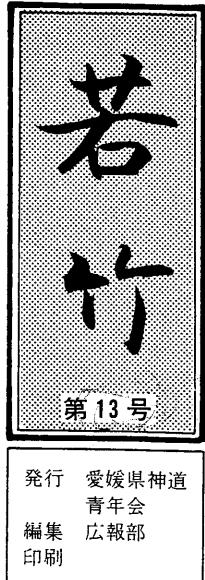
神青協中央研修会 に参加して

南予会員 本 多 洋

四月二十二・二十三日の両日、北海道札幌市で行なわれた、神青協中央研修会に参加して、まず感じた事は北海道神道青年会々員の参加者の多い事と、この会を全員の団結により成功させようと、各会員の熱心な態度が私の目に映つた。広い北海道全道より百数十名の会員がこの会の為に集い、会を準備し進行して行くバイタリティはすばらしい。

本会の主題は「国を愛する心」として研修を行ない、今、北海道が日本全土が願望をしている「北方領土返還」の問題を第一講演として、返還要求運動にこの運動以来たゞさわっている、萬屋佐之氏の「北方領土の島々の人々の生活と返還運動」の話、第二講演として軍事評論家・海原治氏の「国際情勢の中の日本防衛」の話、第三講演として、筑波大学教授村松剛氏の「日本文化を考える」と題しての氏の独自でユニークな日本人生活の講話、意義の多い研修会、そして四国の神青の人達との研修ツアーや、四国の神青の人達との心うちとける親睦、私にとつては意義多い研修会であった。

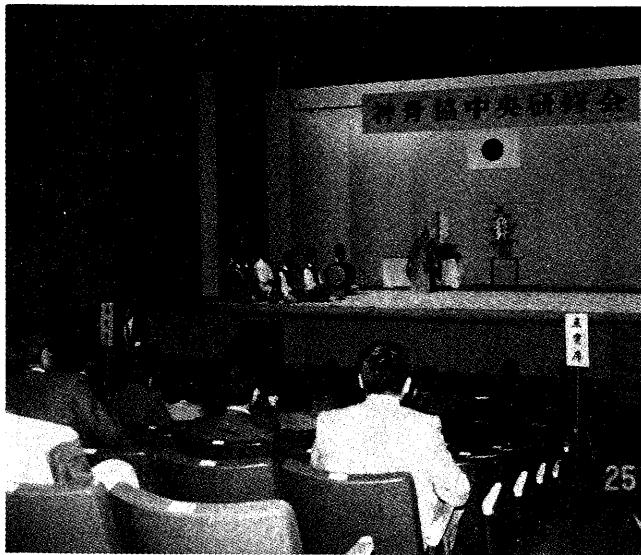
最後に、愛媛県の神青の会員の人達も、ぜひに色々な研修会に参加をしてほしいと思う。



神青協中央研修会に 参加して

池内公和

四月二十二・二十三日両日、神道青年会中央研修会が北の都札幌市の札幌きょうさいサロンにて開催された。去年、本県が主管として開催した折、多数の会員諸氏が北海道支部より参加いただいた事もあり、本県でも当初より多くの会員参加を呼びかけていたところ十名の参加者を得る事が出来た。今回の研修主題は、北海道という開拓地の地域性をふまえ、更には、北方領土・防衛問題に関する論議が高まっている現状に鑑み「国を愛する心」と命題され、第三講演に別けて幕を開いた。



第一講演には「北方領土の島々の昔と今」の演題にて北方四島がまだソ連に不法占拠されぬ以前、魚留島に開拓者として入居活躍されていた萬屋佐之先生を迎えた。當時の島での生々しい開拓生活実体、四島の自然的・地理的な要因による漁業資源の豊富さなど経験・体験上の講演には、苦難を乗り越え開拓した島々への昂然たる望郷の念を実感する機会となり得た。四国の弓の面積（沖縄の約四倍）をも有する北方領土返還運動も沖縄の時の返還運動と違い何故か全国的な返還運動になりえない現状を会員一同自覚し、街頭での署名運動、政府や国会に対する陳情など北方領土返還要求運動の一層の推進を図りたいものである。

統いての第二講演では「最近の國際情勢と日本の防衛」と題して最近よくテレビなどによく出演される軍事評論家・海原治先生の講演である。防衛とは、

最近のフォーランド諸島などのようにイデオロギー・政治・国家的正義としての各國における正義理論の対立によって成立し、現在の國際情勢の多様化の中で我が國の世界的立場・責務を考察し、広い視野をもち防衛の面も考えるべきであるとの内容であった。実際、千歳空港を利用する度に、ソ連が北海道の三方から強力な電波妨害（E.C.M.）を仕掛けてきたとしたら、北海道全域から東北六県の殆どのラジオ・テレビは視聴困難となり、自衛隊の無線通信・レーダーの使用は全く不可能となる状況の中、ソ連のたびたびの“東京急行”日本海南下”に対してのスクランブル緊急発進を見ると、四国では考えられないソ連の脅威を感じる。第三講演を翌日に残し会場を移し、本日の講師を交じえ懇親会が開催され、北国のみならず各地の会員諸氏と親しく夜を過ごした。

二日目は“日本の領土北方領土”的映画を観賞後、筑波大学教授・村松剛先生による「日本の文化を考える」との演題にて第三講演に入った。私は帰路の飛行機の便数の為、途中にて座を立たなければならなかつたが、ベストセラーとなつた「日本人とユダヤ人」、「日本教について」の著者イザヤ・ペングサンその人で

はないかと推察された人物だけに眞に残念であった。帰路、機上より下界の山々を眺めつつ今回の研修会の事を考えていると整理のつかぬまに大阪空港に着陸した。この小さな島国がソ連の脅威の中にあるのを改めて自覚したしだいである。

中央研修所「四国地区青少年 対策研修会」に参加、報告

佐藤 豊

欧米諸国で原本がベストセラーになっている“人類創世”という映画が放映されている。そのテーマのストーリーは火の発見と利用は実際に人類史上特筆大書すべき大事件であり大問題であつたといえよう。火山の爆発や落雷等によって火を発見すると共に火を介して他動物が火を極端に恐れることからであると言われております。火の発見と利用は実際に人類史上特筆大書すべき大事件であり大問題であつたといえよう。

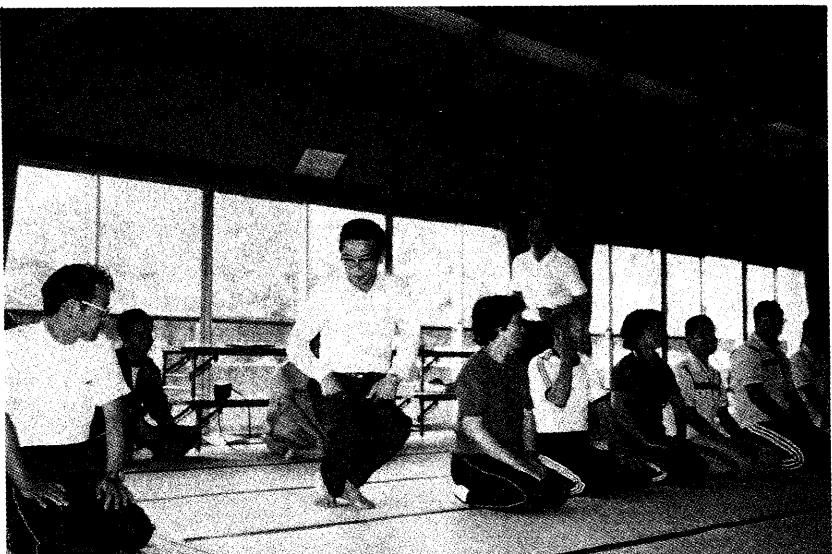
人類が動物の域を脱したのは太陽を仰ぎ火を利用したことからであると言われております。火の発見と利用は実際に人類史上特筆大書すべき大事件であり大問題であつたといえよう。火山の爆発や落雷等によって火を発見すると同時に物を焼く事によって食物の幅を広くなるものとした。火を燃やし木を運ぶ長年月は、人類の前足を手に変化させ、姿勢を中腰にし、頭脳の発達を促して工夫させる様になつて、やがて太陽を自覚して拝仰する事によって直立闇歩し、大いに頭脳を発達させ文化への道を開く事となつたのであつたろう。かくして火は、人間生活にとって不可決の要素となり、その根源の火元—太陽—と日とを融合させ更にこれを純化し神秘化して信仰対象となし、靈の觀念を生ずるに至つたといえます。“火・日・靈”的働きが神への出合い更には宗教への發展へと進んだものといえよう。又、太陽を仰慕するのは人類のみならず、生命ある

生物すべて太陽を中心として生きているといえます。東天が白らんくると鳥類や羽虫は東に向つて飛び、植物は、太陽を仰いで活動を開始する。人類の祖は、約四十年前から東遷を始めたといわれる。東は太陽の出る所、生命エネルギーの発する所、その東方の靈所に向つて東へ東へと向つて進んで来たものです。日にむかう(向う)という字―言葉から日向(ひむかし)―東一という語ができる又、日本の本、日の出る根本の国というところから日本という言葉がつくられ神國日本という名称が生じたといえよう。人類が太陽を崇拜仰慕した事実は最も普遍的なことであり、人類文化の源流は殆どこの太陽崇拜に発しているといつても過言ではありません。

夕陽が沈むと森羅万象あらゆるものを見いとばかりに包む夜が訪れる。活動の昼と異り、静寂な夜は底知れない深さがこみ上げて来る。闇の中で一つの火を中心にして、神苑に焚火を囲むとき理屈ではなく、実感として人類悠久の安らぎと神秘的な祈りへの詠歎を禁じ得ない。古代から意義深い儀式が夜間に行なわれる例が多い。神道に於ける庭燎も遠い日本人の信仰の足跡を偲ぶ事が出来よう。

神社本庁主催中央研修所・四国地区青少年対策研修会の開催主旨は、広く氏子と共に、氏神様の神苑にて神人和樂の集いを具体化するものであり、更には、科学文明の日常世界から暗夜にともる一点の火の光との触れ合によつて一切の日常から自己を放出し、原始人の営んだであろう生活、魂のふれ合いを体験させることにあつたと思つ。

六月二日から四日迄、徳島県日和佐町・大浜海岸を見渡す日和佐八幡神社境内にて庭燎の集いの実習を行つた。参加者は、四県総勢三十五名、この企画に当つては、滋賀県神社庁青少年対策プロジェクトチームのメンバーが講師陣となり実施されたものです。本チークは地元では活発な活動を続け、その効果を十二分に



神青協沖縄県祖国復帰10周年 記念式典並びに神青協第34回 総会に出席して

日野諱二

六月十八・十九日の式典に出席の為、松山発九時十分の飛行機で途中大阪を経由し、約三時間余りで那覇空港に到着した。

トライスターのタラップを降りようとすると『ムー』とする熱気である。何と三十度に八十五ペーセントの湿度だそうである。正に南国の梅雨の真只中で、天気も曇りした模様である。

それでも、元日本軍の小禄飛行場で現在の国際空港那覇空港の地を踏みしめた。我々は、ここで会長と別れて二日間の休暇を楽しむ為に、南西航空一路、石垣島へ出発した。五十五分間で石垣空港に到着した。ホテルまでタクシーを飛ばしチェックインした。もう

ともし日本の祈りのバツクミュージックが流れる中、会場に入場する。焚火も赤々と焼え上がる頃には父兄の人達も集まり、周りは灯に照らされる子供達の顔が一層童心を感じさせる。進行が進むにつれ、各班によるソング・スタンツの実技は即席とは言え実際につまりのある演技であった。講師陣の席から感嘆の声さえ聞かれた。こうして約一時間二十分、フルに時間が使われ、アツという間に時間が過ぎた。

次の日の全体会議では、講師の先生方から、四国四県の土地柄のせいか大変まとまりがあり、かつての受講生にはみられないムードがあつた事等成功の因について述べられ、更に、各県に帰つて、こうした催しが出来るプロジェクトチームの養成と編成に当つてもらいたい旨申出があり、参加者一同賛意を示し、今後の青少年対策の一つとして注目して行きたいと考えるものです。

夕刻である、夕食を取り少しの泡盛りとでゆつくり休むことが出来た。

翌朝七時起床、島内観光へと出発。途中、レンタカーを借り市街地を走り抜ける。南部の石垣港付近には整然とした基盤状道路に沿って、野面積みの石垣、フクギの屋敷林、寄せ棟赤瓦葺の昔ながらの家並みが、残っている。その奥を抜けると、パイナップル畑・サトウキビ畑が広がっている。

美しい自然の中を飛ばして行く。途中、川平湾に寄る。エメラルドグリーンに輝く波静かな海に、緑の小島が浮かび、白い砂浜が何処までも続くビーチには、ヤシ・アダン・ソテツ等が自生しており自然の影を作っている。

ここで、清家副会長と私は、スキユーバーダイビングで、六時間余りを楽しんだ。七色に輝くサンゴ礁の中でのスキユーバーダイビングは最高の遊びである。島内を一周し、石垣島の一日を満喫した。

十八日、六時半起床、竹富島へ渡り、隆起サンゴ礁からなる島だ。島内観光・星砂海岸の見学・グラスボートでのサンゴ礁見学をし、急ぎ石垣空港へ、そして那覇空港に到着し、石垣島の一日を満喫した。

十八日、六時半起床、竹富島へ渡り、隆起サンゴ礁からなる島だ。島内観光・星砂海岸の見学・グラスボートでのサンゴ礁見学をし、急ぎ石垣空港へ、そして那覇空港に到着。軽い昼食を終え、式典に参加した。午後二時到着。軽い昼食を終え、式典に参加した。午後二時定刻に開会式が大ホールで始まった。

会長挨拶・来賓祝辞・渋川謙一先生・本府講師・本

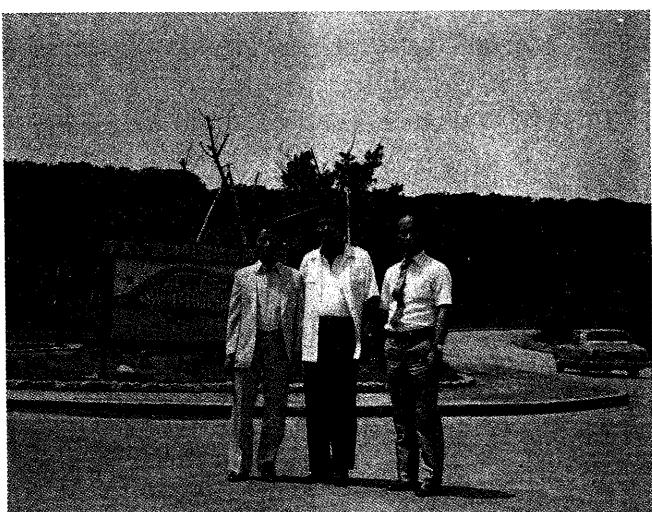
府理事・各先生方も出席され、総勢一九〇名余りである。一応の総会の議事が進行して、各県神青協提案議案に入った。

まず、静岡県が神道青年全国協議会員全員の靖国神社参拝の件について話され、一番目に、愛知県から、世界宗教青年指導者キヤンプの実現化に向け、神青協に委員会を設けるよう要望があつた。最後に、三重県から、第六十一回神宮式年御遷宮を啓発し、御神徳の宣揚に努める件について話された。又、昭和五十七年度活動方針・事業計画案は次の様に決定した。

(一) 敬神・尊皇・愛國・自主独立の民族精神の振興を

○活動方針

- (一) (二) 独自の見解と主張をもつて、神社界に新風を吹き促そう。
- (三) (四) 沖縄県祖國復帰十周年記念大会並びに沖縄及び南洋諸島方面戦歿・戦災殉難者慰靈祭の執行
- (五) (六) 靖国神社公式参拝実現と諸訴訟支援の強化
- (七) (八) 北方領土返還要求
- (九) (十) 氏青協への支援と組織拡大強化
- (十一) (十二) 国旗を掲げ、国歌を齊唱する全国統一行動日の決定と実現
- (十三) (十四) 緑化推進
- (十五) (十六) 政府主催建国記念の日奉祝行事の実現推進
- (十七) (十八) 教育正常化運動
- (十九) 海外交流を積極的に進める。



○対内活動
神道青年としての意識の高揚と自己研修の実践
健全財政の確立として基金造成に努める
仮称「神道問題のすべて」の刊行と頒布
仮称「神々と共に」の発行と頒布
組織の強化

以上の様な内容で今年度の方針が決定し、総会を万歳三唱と共に終了し、沖縄県神青協が、八名をもつて結成。発会式が行なわれ懇親会に入った。立食パーティー型式で行なわれ、琉球舞踊等が披露され、無事一日の予定を終了した。その後、小グループに別れ、二次会・三次会へと終夜まで話は続いたようである。

翌朝六時起床、朝食の後、沖縄県護国神社正式参拝、そして摩文仁の丘へ出発した。市の南東端、田園地帯に盛り上がった標高八十メートル余りの丘で、太平洋戦争最大の激戦であった沖縄戦の終焉の地で「神青協合同慰靈祭」が厳粛に行なわれた。愛媛県の塔へ花を供え、沖縄に別れを告げ那覇空港へ向かい帰路についた。



昭和五十六年度
活動報告

	57												56												
役員会	3	2	1	1	1	1	12	11	11	11	11	11	11	10	9	9	8	8	7	6	6	6	6	6	
神道教化研修会	16	25	23	17	13	5	28	27	23	21	9	20	20	9	27	26	20	11	9	22	22	20	20	13	6
新年度会	十六夜会新年会	南予事業委員会忘年会	中予二十日会忘年会	十六夜会忘年会	三島由紀夫慰靈祭奉仕	大麻仕訳配送作業	初詣ボスター配布準備	役員会	初詣ボスター配布の件	北方領土返還キャラバン隊助勢	松山（高知間）	五名出席	中予二十日会（第十一回）	中予二十日会（第十二回）	神青主催の研修会、その他	中予二十日会（第十回）	四国地区神道行法鍊成会	役員会	十六夜会祭式講習会	十六夜会太鼓講習会	中予二十日会（第九回）	十六夜会つり大会	役員会	十六夜会	
於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社		
於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社		
於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社		
於・馬羅英亭	於・彦すし	於・彦すし	於・彦すし	於・彦すし	於・白魂	於・光明会館	於・生長の家	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	於・神社	
於・松山郵便貯金会館																									

南予担当教化研修委員会

委員長 本田 洋 提出

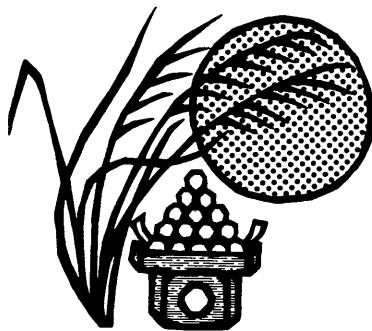
歳 出

項 目	金 額	附 記
1 会議費	10,721	会議直会費 その他
2 事業費	6,000	古神事本5冊再本代金
3 広報費	15,000	北方領土返還広報板代
4 通信事務費	6,570	送料 切手代 その他
5 雜支出	2,700	
合 計	40,991	

祭典収入 (S.57.3月現在) 82,500円

備品・頒布品在庫目録

1. 「衣冠」8ミリフィルム	1本	今治十六夜会
2. ポラロイドカメラ	1台	中予松籜会
3. 腕章	46ヶ	毎週木曜日
4. バラ大輪造花胸章	23ヶ	中予太鼓研修会
5. 日の丸ステッカー	618枚	毎週木曜日
6. 「祖先のまつり」	7冊	於・護國神社
7. 北方領土キャンペーン幕	1組	於・大浜八幡神社
8. 北方領土キャンペーン広報板	1組	於・三津巖島神社
9. 神宮式年遷宮奉賛箱	1ヶ	



昭和56年度歳入歳出決算書

歳入合計金 1,179,528円

歳出合計金 933,791円

差引残高金 245,737円 昭和57年度へ繰越

歳入の部

項目		本年度決算	本年度予算	比較増	比較減	附記
1	会費収入	288,000	400,000		112,000	4,000×72名分
2	助成金	190,000	230,000		40,000	神社庁助成 15万 大麻配達手当金 4万
3	寄附金	325,000	300,000	25,000		神社庁長他 23件
4	雑収入	11,250	11,322		72	三島由紀夫慰靈祭奉仕料 年賀互会会員金
5	積立金繰入	156,600	150,000	6,600		積立金利息分
6	繰越金	208,678	208,678			
合計		1,179,528	1,300,000		120,472	

歳出の部

項目		本年度決算	本年度予算	比較増	比較減	附記
1	会議費	109,820	200,000		90,180	総会費 97,700
2	研修教化費	230,000	220,000	10,000		ブロック助成金 3万 中央研修会助成金 20万
3	事業費	194,991	220,000		25,009	初詣ポスター印刷 15万
4	調査費	0	10,000		10,000	
5	広報費	111,220	150,000		38,780	若竹印刷及び郵送料
6	事務費	98,120	60,000	38,120		通信費 コピー代 事務用品 中央研修会関係 3万
7	備品費	0	10,000		10,000	
8	旅費	66,400	200,000		133,600	全神協総会及び四国地区鍊成会出席旅費
9	慶弔費	20,790	20,000	790		徳島神賛30周年祝金 1万 故和田元会長一年祭玉串料 1万
10	負担金	101,000	130,000		29,000	金神協負担金 四国ブロック選出理事助成金
11	雑支出	1,450	20,000		18,550	郵便払出し料
12	予備費	0	60,000		60,000	
合計		933,791	1,300,000		366,209	

別途積立金報告

項目		歳入	歳出	残高	附記
1	定額預金	1,000,000		1,000,000	定額 60万 普通 40万
2	神職傘代金(50本)		130,000	870,000	2,600×50本
3	預金利息	24,446		894,446	定額 21,540 普通 2,906

監査報告

上記各項監査の結果相違ないことを認めます。

昭和57年3月16日

監事 本多洋印

監事 日野諄二印

昭和57年度予算(案)

歳入の部

項目	本年度予算	前年度予算	比較増	比較減	附記
1 会費収入	280,000	400,000		120,000	4,000×70名分
2 助成金	230,000	230,000			神社庁助成 15万 大麻配達手当金 8万
3 寄附金	320,000	300,000	20,000		
4 雑収入	14,263	11,322	2,941		三島由紀夫慰靈祭奉仕料他
5 積立金繰入	0	150,000		150,000	
6 繰越金	245,737	208,678	37,059		
合計	1,090,000	1,300,000		210,000	

歳出の部

項目	本年度予算	前年度予算	比較増	比較減	附記
1 会議費	110,000	200,000		90,000	
2 研修教化費	150,000	220,000		70,000	三プロック助成金 3万 研修会・旅行他
3 事業費	200,000	220,000		20,000	初詣ポスター 16万他
4 調査費	10,000	10,000			
5 広報費	170,000	150,000	20,000		若竹発行費 会員名簿印刷
6 事務費	80,000	60,000	20,000		
7 備品費	10,000	10,000			
8 旅費	200,000	200,000			総会参加旅費 1人2万他
9 慶弔費	20,000	20,000			
10 負担金	120,000	130,000		10,000	
11 雑支出	5,000	20,000		15,000	
12 予備費	15,000	60,000		45,000	
合計	1,090,000	1,300,000		210,000	

歳入合計 1,090,000-

歳出合計 1,090,000-

昭和57年3月22日

愛媛県神道青年会会长 長曾我部延昭

広報委員会	教化委員会	事業委員会	活動計画(案)
○会報「若竹」発行	○研修旅行の実施	○初詣ポスターの配布	一、中央研修会への参加 於・北海道(42% 42%)
○委員会で決定する活動	○各種研修会の開催	○委員会で決定する活動	二、全国協議会定例総会への参加・促進 於・沖縄(6月)
○委員会で決定する活動	○委員会で決定する活動	○神職用金の斡旋・頒布	三、四国ブロック合同研修会への参加・促進 於・徳島
※会費を完納しましょう!!	一、氏子青年会結成への努力	一、神官大麻配達業務担当 各ブロックの自主的活動を推進	四、四国ブロック禊鍊成会への参加・促進 於・香川
※返信ハガキは必ず投函しましょう!!	一、その他、役員会で決定する事業	一、新年互礼会の開催	
※時間は厳守(遅れる場合は連絡を) しましょう!!	一、会員の増強		

愛媛県神道青年会会則

昭和五十六年五月十六日 改正
昭和五十七年三月二十二日改正

第一章 総 則

第一条 本会は愛媛県神道青年会といふ。

第二条 本会は事務所を愛媛県松山市桜谷町一七三
愛媛県神社庁内に置く。

第三条 本会は愛媛県内の神職にして満四十才迄の
者を以て構成する。

第四条 但し、満四十一才以上四十五才迄の神職を
特別会員とし、本会運営の援助に当る。

特にこの会に賛同する者はその限りでない。

第五条 本会は構成員相互の連絡、切磋琢磨を図り、
以つて神社神道の興隆を期する。

第六条 本会は前条の目的を達成するため、左の事
業を行う。

一、構成員共同研究課題の提出討議
二、神社神道宣布の共同運動
三、その他本会の目的達成上必要な事業

第二章 役 員

第六条 本会に役員を置く。

会長一名 副会長二名 理事若干名

監事一名

第七条 役員は会員の互選とし、任期は一年とする。
但し、再任を妨げない。

第八条 会長は本会を代表し、会を統括する。

副会長は会長を補佐し、その代理となる。
本会の庶務、会計は副会長が担当する。
監事は本会の会計を監査する。

第九条 本会に顧問、相談役を置く。

顧問、相談役は役員会の議決を経て会長が
之を委嘱する。

第十一条 会議を分けて総会、役員会、委員会、研究
会、研修会とする。

第十二条 一、総会は会長が召集し、定時、臨時の二

種とする。

二、総会の議長は会長が指名する。

第十二条 定時総会は毎年一回開き、次の事項を議決
する。

一、予算、決算の審議承認

二、次年度の事業運動方針に関する事項

第十三条 総会は会員の三分の一の出席をもつて成立
し、議決は出席者の過半数をもつて決す。

第十四条 役員会は会長が召集し、隨時開催し、各種
議案の作製と会の運営を決定する。

第四章 会 計

第十五条 本会の会計は会員の会費及び事業収入並に
愛媛県神社助成金、その他寄附金を以つ
てこれに充当する。

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり
翌年三月三十日を以つて終る。

第五章 捧 則

第十七条 本会は神道青年全国協議会に加盟し、代表
を派遣する。

付 則

第一条 本会則は昭和四十七年八月二十七日から施
行する。

第二条 本会則の変更は総会出席者の過半数を以つ
て決定する。

会則の一部改正について

第三条 本会は愛媛県内の青年神職を以つて構成する。

改正案 第三条 本会は愛媛県内の神職にして満四十才迄の
者を以つて構成する。

但し、満四十一才以上四十五才迄の神職を
特別会員とし、本会運営の援助に当る。

特にこの会に賛同する者はその限りでない。